

※実施期日 制度については、2019年10月1日から施行

但し、テレワーク端末等の配備は機器類が準備出来次第、順次拡大を行う。

**解説**

テレワークは、多様な働き方を尊重し、一人ひとりがいきいきと働き、最大限活躍することを可能にする手法であり、ワーク・ライフ・バランスの向上や出張時等の移動時間の有効活用を進めるなど、生産性向上につながる制度であり、2017年1月から、試行的に本社の一部の部署で導入し、2018年10月からは試行箇所拡大してきた。

試行当初は手続きの煩雑さや端末台数等の課題等により、対象者の2割程度の利用に留まっていたが、JR西労組からの提言等により、手続きの簡略化や、管理方法等の見直しを行ったことで、利用実績は着実に向上してきた。

また、各地方本部・総支部からの要求を受け、今交渉においてテレワークの拡大を求めてきた結果、適用箇所を拡大し本施行するとともに、合わせて最終交渉において、更なる利用促進を求め「制度を利用する社員が、その目的や効果、使い方やルールなどを理解し易くなるよう、周知の方法を検討していく考えである。」との見解を示した。

**(1) その他の取り組みについて**

生産性の向上、ワーク・ライフ・バランスの向上を目的として、WEB会議システムの拡大等、ICTを活用した働き方改革を推進することとする。

**(2) 規程等について**

必要な規程を策定し、関係社員等に周知を行うこととする。

**(3) サテライト勤務の取扱いについて**

京都支社、大阪支社、神戸支社及び社員研修センターで試行していたサテライト勤務について、これまでの試行結果を踏まえ、試行を取り止め、本施行は行わないこととする。

**5. 勤続15年を迎える社員を対象とした人間ドック受診の支援について**

勤続15年を迎える社員を対象に、人間ドック受診に伴う実費を支給する。

※適用対象者 2020年度以降、新規に勤続15年を迎える社員を対象とする。

(当年度の年度末年齢が34歳以下の者に限る。)  
5万円を上限とする。

**解説**

人間ドックの利用補助について、全ての地本・総支部、また青年女性委員会から対象年齢引下の要求を受け、今交渉において精力的に議論を重ねてきた。

JR西日本は2017年度に、従業員の健康を重要な経営資源と捉え、従業員の健康の維持・増進を支援することで、企業の生産性や価値の向上を目指すことを目的に「中期健康経営計画」を作成し、その中でも、人間ドックの受診については、病気の早期発見に有効な手段であるとの認識のもと、2022年までに受診率70%という目標を掲げ取り組んでいることである。

JR西労組は、現行人間ドックの受診率が43%と、JR他社と比べても低いことを鑑み、若いうちから健康を意識することの大切さや、大阪鉄道病院及びJR広島病院の両病院への支援策としても訴えてきた。会社は必要性を認識するも経費等を理由に大幅な年齢引き下げには至らなかったが、勤続15年となる節目をきっかけとして、中堅社員として活躍していく上での基盤となる健康を維持していくことを目的に勤続15年を迎える社員を対象に、人間ドック受診に伴う実費を支給することとなった。今後も、30歳からの受診拡大など、受診率を高める要求を行っていく。

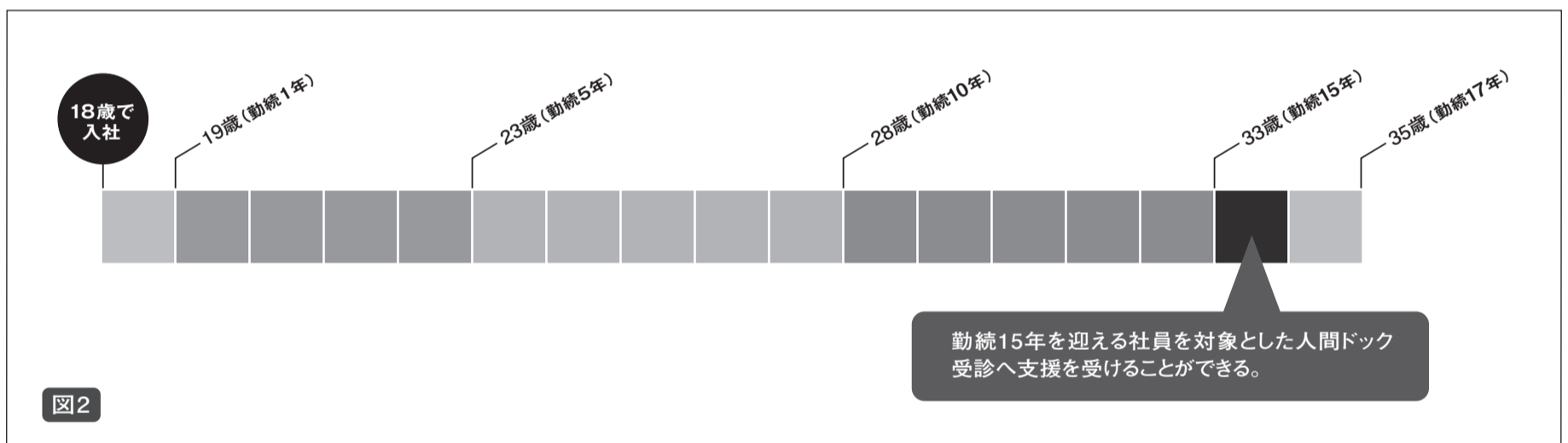
**(1) 勤続15年を迎える社員を対象とした人間ドック受診について**

2020年度以降、新規に勤続15年を迎える社員を対象とする。  
(当年度の年度末年齢が34歳以下の者に限る。)

※高卒入社した社員が勤続15年を迎える場合に当制度の対象となる。

※なお、大卒等で入社した社員は勤続15年を迎える際には既に年度末年齢35歳以上であり、JR健保の人間ドック支援制度の対象となる。【図2】

**■勤続15年を迎える社員を対象とした人間ドック受診について**



**※1 大阪鉄道病院、JR広島病院で受診する場合の船車賃の支給について**

① 船車賃とは  
社員等が会社の業務を遂行するために必要な旅行を行った場合にその旅行中必要とされる費用の一部又は全部にあてられるために支払う旅費の種類の一つであり以下に区分されている。

- ◆ 鉄道賃
- ◆ 軌道賃：路面電車等
- ◆ 自動車賃
- ◆ 船賃
- ◆ 特殊船車賃：自転車、ケーブルカー、ロープウェイ等

※航空賃および自動車燃料代は対象にならない。

**② 船車賃の支給条件**

船車賃の支給条件については精査中であるが、特に特急券については距離・時間に基づいて支給条件を設ける予定である。

例えば、新大阪～広島間を新幹線利用した場合に支給するが、新大阪～天王寺間を特急利用した場合は支給しない、等である。また、条件を満たした場合はバス・私鉄・JR他社でも支給する。

**※2 現地での精算について**

35歳以上については、ジェイアールグループ健康保険組合が補助しているが、勤続15年を迎える社員を対象とした人間ドック受診の支給については、一旦、現地で実費精算の上、後日、本人の申請に基づき会社から支給されることとなる。

**6. 禁煙サポートプログラム費用の助成について**

ジェイアールグループ健康保険組合が禁煙支援の為に設けている「禁煙サポートプログラム」を利用した場合、2万円を上限として費用を助成する。

※対象者 社員等(社員、シニア社員、シニアリーダー社員、契約社員「社会保険料のない者を除く」)  
※実施日 2019年10月1日以降準備出来次第

**解説**

健康増進法の改正に伴い、2020年4月以降、喫煙する環境は大きく変化するとともに、社会的な禁煙への関心が広まっている。そのような中、JR西日本は2017年度に、従業員の健康を重要な経営資源と捉え、従業員の健康の維持増進を支援することで、企業の生産性や価値の向上を目指すことを目的に「中期健康経営計画」を作成し、喫煙率の減少についても取り組みを進めていることである。

JR西労組は、今交渉においても「社員の健康づくりに関する項目」において精力的に議論し、社員の25%程度が喫煙している中、禁煙に関心はあるが実践できない社員に対するサポートを求め、現行、ジェイアール健康保険組合の禁煙サポートプログラムを利用した場合、自己負担として1万円～2万円程度支払っている費用について、2万円を上限として助成することとなった。

**補足**

**ジェイアールグループ健康保険組合 禁煙サポートプログラム**

- (1) 対象者 JR健保に加入している被保険者(任意継続被保険者を含む)及び被扶養者で禁煙をはじめる方
- (2) 設定コース
  - ①オンライン禁煙コース  
【コース内容】 スマホ・タブレット・パソコンを用いてオンライン上で実施する禁煙外来が受けられ、診察終了後にはメールによるフォローアップを受けながら禁煙の持続を図ることができる。
  - ②対面禁煙外来受診コース  
【補助内容】 通常58,860円かかるコース、自己負担額1万円に参加することができる。
  - ③コース内容  
【補助内容】 対面により医療機関において禁煙外来を受診した費用(診察及び処方薬剤費)の一部を受診終了後に禁煙を達成した方に補助する。
  - ④補助内容  
【補助内容】 5千円を上限に実費を補助(保険適用診療の場合)
  - ⑤コース内容  
【補助内容】 市販の禁煙補助剤を使って気軽に自分のペースで禁煙に取り組む。
  - ⑥補助内容  
【補助内容】 禁煙補助剤約1か月分の費用補助